

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書（案）

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成 28 年 5 月に衆議院選挙制度改革関連法が成立し、衆議院議員の定数の削減と、いわゆる「一票の較差」の是正措置が講じられた。

これにより、各都道府県の区域内の選挙区の数、令和 2 年以降、10 年ごとに行われる国勢調査の結果に基づき、いわゆる「アダムズ方式」により配分されることとなった。

本年 6 月に、令和 2 年国勢調査の速報値が公表されたが、その結果に基づくと、本県の衆議院小選挙区選出議員の定数は、1 名減となるとされている。

一票の較差を是正することは重要な課題ではあるものの、地方創生の重要性が高まっているにもかかわらず、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり、地方の意見が国政に届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった地方で顕在化する課題の解決は遠のき、国の将来に大きな影響を与えることとなりかねない。

したがって、国政選挙においては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、制度を構築すべきである。

国会及び政府においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に向けた現在の検討を見直し、改めて地方の意見を広く聞きながら十分に議論を重ね、抜本的な選挙制度改革を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 17 日

様

和歌山県議会議長 森 礼子  
(提出者)  
藤山 将材  
長坂 隆司  
奥村 規子  
多田 純一

(意見書提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

総務大臣